

物品売買契約書

1 件名 令和8年度公用車2台一括売払い

2 品名、規格、数量、単価及び金額

品名	規格	数量	単位	単価	金額
内訳表のとおり					

3 契約金額 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円

※「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 引取期限 令和8年11月25日

5 引取場所 千葉市農政センター 千葉市若葉区野呂町714-3 他1か所

6 契約保証金 千葉市契約規則第29条第5号により免除

上記物品の売買について売払人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次（裏面）のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。
この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

千葉市中央区千葉港1番1号

売払人

千葉市

千葉市長 神谷俊一 印

住所（所在地）

買受人 商号又は名称

代表者

印

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする備品の売払をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約に関して売払人と買受人間で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

5 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第25条の規定に基づき、売払人と買受人との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約代金額に含むもの)

第2条 備品の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

(契約代金の納付)

第3条 売払人は契約代金を記した納入通知書兼領収書を、買受人に交付するものとする。

2 買受人は、前項の納入通知書兼領収書を受領したときは、その定められた期限内に指定された金融機関に契約代金を納付しなければならない。

3 買受人は契約代金を納めた後、速やかに売払人に領収証の写しを提出すること。

(所有権の移転)

第4条 備品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が契約代金を納付したとき、売払人から買受人に移るものとする。

(備品の引取)

第5条 売払人が契約代金の納入を確認した後、買受人は売払人の指定する場所で、備品を引取るものとする。

(引取期限の延長)

第6条 買受人は、天災地変、戦争、内乱、暴動その他の不可抗力により、備品を引取期限までに引き取ることができないときは、売払人に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、引取期限の延長を求めることができる。

2 売払人は、前項の書面の提出があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、買受人と協議のうえ引取期限の延長日数を定めるものとする。

(危険負担)

第7条 契約代金を納付したときから、備品の引取りのときまでにおいて、売払人の責に帰すことができない理由により備品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 買受人は、備品に、種類・品質又は数量に関して、本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(一般的損害)

第9条 契約の履行について生じた損害は、買受人の負担とする。た

だし、当該損害のうち売払人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売払人がこれを負担しなければならない。

(売払人の任意解除権)

第10条 売払人は、備品の引取りが完了しない間は、次条又は第12条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。

(売払人の催告による解除権)

第11条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第3条の契約代金を納付しないとき。

(2) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(3) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(4) 売払人が引取場所として指定する場所から許可を受けずに備品を持ち出したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の備品を引き取ることができないことが明らかであるとき。

(2) この契約の備品の引取りを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 買受人の債務の一部が履行不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の備品の性質や買受人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第14条又は第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利

用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 買受人が第19条第1項に該当したとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第11条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による解除をすることができない。

(買受人の催告による解除権)

第14条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 前条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人が、前条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第16条 売払人は、必要があると認めるときは、第10条から前条までの規定にかかわらず、買受人と協議して、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第17条 売払人は、第10条から第12条まで、第14条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合においては、引取りが完了する前の備品がある時は、第5条第の規定により既に受領している契約代金額について精算を行うものとする。

2 売払人は、備品の引取りが完了した後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については売払人及び買受人が民法の規定に従って協議して決める。

(売払人の損害賠償請求等)

第18条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第3条に定める納期限内に、契約代金の支払いが行われな

き。

(2) 前号に定める場合のほか、債務の本旨に従った履行をしな

き。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、前項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会

社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る損害賠償金等)

第19条 この契約に関し、買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、売払人が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として契約代金の10分の2に相当する額を売払人が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) この契約に関し、買受人又は買受人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「買受人等」という。)が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、買受人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))。

(2) この契約に関し、買受人(買受人が法人の場合においては、その役員又は使用人)の独占禁止法第89条第1項又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、備品の売払の前後を問わない。

3 第1項の規定は、売払人に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、売払人がその超える分について買受人に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により買受人が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(買受人の損害賠償請求等)

第20条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしな

き又は債務の履行が不能であるとき。

(業務の履行)

第21条 買受人は、本契約の履行にあたって、自らの責任において引取り及び報告を行わなければならない。

2 契約の履行の一部を第三者に履行させる場合は、あらかじめ売払人に対し書面により履行させる内容を届け出て書面による承認を受けなければならない。

(紛争の解決)

第22条 この契約の各条項において売払人と買受人とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、売払人が定めたものに買受人が不服がある場合その他契約に関して売払人と買受人間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図る。

2 売払人又は買受人は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の売払人と買受人間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起をすることができない。

(補則)

第23条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ売払人と買受人とが協議してこれを定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「売払人」という。）は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人が前条第1項各号に該当するとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 買受人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。
- 2 買受人が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 買受人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、売払人は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 売払人は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 買受人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 買受人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、買受人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 売払人は、買受人が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。買受人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

内訳表

品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額
軽四輪貨物自動車（バン）		1	台		
小型貨物自動車（バン）		1	台		
				計（税抜）	
				計（税込）	